

特別職の就任について

本市監査委員において、市会議員のうちから選任される監査委員1名の退任に伴い、新たに中山大輔氏を選任することについて、本日、議会の同意が得られましたので、次のとおり、お知らせします。

監査委員

氏名	任期	備考
なかやま だいすけ 中山 大輔	令和6年2月9日～議員任期	議選委員（立憲）

※議選委員とは、議員のうちから選任される監査委員のことです。

※本会議終了30分後より市長応接室（市庁舎8階）にて辞令交付式を行います。
（冒頭取材可能です）

【参考】**◆地方自治法【昭和22年4月法律第67号】（抜粋）**

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

【②～⑤中略】

⑥ 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

お問合せ先

総務局人事課長 喜多 麻子 Tel 045-671-2055